

広島県文化財保護審議会令和6年度第1回会議 議事録概要

1 日 時

令和6年11月19日（火）午後2時～午後3時45分

2 場 所

広島県庁 自治会館1階 101会議室

3 出席委員（14名）

上菌会長、勝部会長職務代理者、阿部委員、江面委員、久我委員、熊原委員、権藤委員、城市委員、鈴木委員、中田委員、中坪委員、藤野委員、柳川委員、横山委員

4 欠席委員（6名）

安東委員、岸委員、高木委員、福田委員、本多委員、渡邊委員

5 担当部署

広島県教育委員会事務局管理部文化財課（082-513-5021）

6 議事概要

(1) 開会

本会議は、広島県文化財保護審議会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、成立することを確認した。

(2) 挨拶（文化財課長）

(3) 会議の公開について

後「(5) 報告事項」の「ア 文化財の現地調査状況」の(ア)、(ウ)、(オ)～(ク)及び「イ 文化財の指定等」について傍聴及び議事録の閲覧の方法により公開することとした。

(4) 議題

ア 広島県重要文化財の指定について

〔会議当日は非公開として議事を進めたが、令和6年12月23日の教育委員会
会議において広島県重要文化財の指定が決定したため、公開する。〕

含暉院旧書院障壁画 附 納め箱を広島県重要文化財に指定することは適当である旨答申する。ただし、指定名称は「含暉院障壁画 附 納め箱」とする。

イ 広島県天然記念物の指定の解除について

〔会議当日は非公開として議事を進めたが、令和6年12月23日の教育委員会
会議において広島県天然記念物の指定の解除が決定したため、公開する。〕

菅のムクノキの広島県天然記念物の指定を解除することは適当である旨を答申する。

ウ 広島県文化財の指定について（諮問）【非公開】

(5) 報告事項

ア 文化財の現地調査状況について

(ア) 県重要文化財「木造日光菩薩立像」ほかの収蔵庫の修繕について

現地調査において、庇の軒先に、水切りのできる樋に準じる設備を設けるとともに、

庇裏部分を修復の上、防水処理を行うとの指導方針を踏まえ、県補助事業で収蔵庫の修理を実施し、令和6年5月に完了した。

(イ) 【非公開】

(ウ) 県重要文化財「極楽寺本堂」及び「木造十一面千手観音坐像」の須弥壇の保存修理
本堂床組の仮補強工事については、修正された仮補強図面による実施方法で問題ないことを確認し、仮補強工事を実施している。仏像の調査については、記録作成を進めるとともに、改めて調査を行う方向で調整中。

(エ) 県重要文化財「琵琶」の保存修理について

(カ) 「県史跡「三次社倉」の隣家の解体

史跡と解体予定建物がほぼ密接し、一部史跡に食い込んでおり、史跡内天井にある梁が隣接建物と共有になっている可能性があったが、隣接建物の解体が終了し、史跡は完全に独立し、梁や建具などの共有のものはない状態となっている。史跡外壁については漆喰が塗られていなかったため、ブルーシートを張っており、史跡の外壁の補修は、所有者と協議した上で、修理を検討している。

(キ) 県史跡「万葉集遺跡長門島松原境内」枯損木伐採

史跡内の松 65 本が枯死しており、倒木や大きい枝が折れるなど訪問者に危険が及ぶ可能性もあり、9割以上枯れこんだ松が芽吹くことはなく、若い松に日が当たらず成長しきれていないとの樹木医の所見があったことから伐採を検討した。また、史跡指定時と近い年代の資料を確認したところ、65本の伐採をしても松林の景観がなくなるものではないため伐採許可を行った。現在は植樹の必要性、自然に生えてくる松の管理方針を検討している。

《意見、質疑応答等》

(委 員) 枯死している理由は、松くい虫等、理由ははっきりしているのか。これが分かっていると、いかに植樹をしたとしても、根本原因が分からなければまた同じようになって、どんどん松が減っていく。

(事務局) 海の影響が考えられるのかもしれないという樹木医の所見や、松が密集し過ぎていて、幼木が育たないということが原因ではと今時点の情報では聞いている。

(委 員) 海に近いのは従来からであり、これより前も何か枯死しているはずなので、その点は原因ではないと思う。密集しているというのであれば、原因も含めて、検討していただきたい。

(ク) 県史跡「石泉文庫」状態確認及び今後の整備方針

史跡建物の修繕の中の不陸調整が済み、今後の整備をどのように実施すべきか、優先すべき所はどこか等の協議をした結果、壁の補強や雨漏り、床の修繕等を優先することとした。今後は令和7年度に整備計画を作成し、8年度以降に県補助を使用しながら改修を進める。

(ケ) 県名勝園公園・天然記念物「仙酔層と岩脈」への遊歩道改修・落石防護網設置工事

歩道側面の崩落、浮き石が確認されており、立入り防止柵や路盤が、老朽化・波浪・雨風の影響により、流出・損失しているため福山市教育委員会から修繕・路盤復旧する現状変更（同意協議）申請書が提出され、文化庁から同意があり改修工事に着手している。

イ 文化財の指定等について

(ア) 「旧大浜埼通航潮流信号所施設」の国重要文化財（建造物）の指定

旧大浜埼通航潮流信号所施設（尾道市）について、文化審議会により国の重要文化財への指定が答申され、その後、官報で告示された。

(イ) 「広島頼家関係資料」の国重要文化財（歴史資料）の指定

県が所有し、頼山陽史跡資料館で保管する広島頼家関係資料（広島市）について、文化審議会により国の重要文化財への指定が答申され、その後、官報で告示された。

(ウ) 「ヤマモトロックマシン」の国登録有形文化財（建造物）の登録の答申

ヤマモトロックマシン（庄原市）について、文化審議会により国の登録有形文化財への登録が答申された。

(エ) 県内市町の作成した文化財保存活用地域計画の文化庁による認定について

三原市、廿日市市、呉市、福山市及び熊野町が策定した文化財保存活用地域計画が文化庁により認定された。

(6) その他質疑応答及び意見等

(委員) 広島市域の河川で特別天然記念物「オオサンショウウオ」の交雑種が問題となり、広島市の文化財部局とも連携して調査を行っているが、支流を遡ると廿日市市にも範囲が及ぶため影響が懸念されるが、廿日市市では調査に未着手である。本審議会としてどのような対応ができるかは分からないが、現状として報告させていただく。

(事務局) 御報告のとおり、令和4年度に広島市の八幡川水系で県内で初めてオオサンショウウオの交雑種が発見され、現在広島市が調査を行っている。現時点ではその他の地域では見つかっていないが、県としても交雑種の生息状況を把握する必要性が高まっていると考えている。天然記念物部会にも相談させていただきながら今後の対応を検討してまいりたい。

(7) 閉会挨拶（文化財課長）